

令和6年度第12回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月27日（木）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

3番	関山	美智子	4番	小林	茂
----	----	-----	----	----	---

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

- 第23号 二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について
- 第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- 第27号 特定農地貸付けの承認について
- 第28号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第29号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

第30号 令和8年度税制改正要望について

会議の状況

【議長】

おはようございます。朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

私の家の近くに神社があるのですが、そこに桜を見に行ったところ、アライグマが一頭いました。何頭かいると思うのですが、皆さんの周りでもアライグマは出ていますか。少し心配になりました。

本日は議案が多いので、さっそく始めさせていただきます。

それでは令和6年度、第12回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第12回総会の議事録署名委員につきましては、3番関山委員、4番小林委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

― 報告事項（1）朗読 ―

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された2件の農地について、はじめにNo. 1の農地は農業委員会によるあっせん等の希望がございませんので、資料に地図を添付しておりますが、中里第1遊園地の東側の位置にある土地で、二宮地区内の1筆となっており、相手方への届出の受理通知書については3月4日付で発行しております。

続いてNo. 2の農地についても、農業委員会によるあっせん等の希望がございませんので、資料に地図を添付しておりますが、生涯学習センターラディアンの北側の位置にある土地で、二宮地区内で合計2筆となっており、相手方への届出の受理通知書については3月7日付で発行しております。

― 報告事項（2）朗読 ―

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は

不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での第5条による転用2件の届出を受理しております。

はじめにN o. 1の土地の場所については、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらはラディアン花の丘公園の東側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、2月14日付で発行しております。

続いてN o. 2の土地の場所については、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは先ほどの相続の際にご報告しておりますが、中里第1遊園地の東側の位置にある土地で、駐車場として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については、3月6日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第23号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第23号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第23号関係資料をご覧ください。

1ページが農業者資格認定申請書となっております。

添付書類については、2ページから3ページに営農計画書、4ページに二宮町新規農業者資格認定要綱第4条第1項第2号に規定されている研修の修了証、5ページに念書、6ページに借入予定情報を参考に添付させていただいております。

申請者は、認定農業者の下で令和6年3月から研修を受けておりましたが、1年間の研修を終えたため、二宮町内で新規就農し、農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

新規就農の認定基準につきましては、二宮町新規農業者資格認定要綱第2条において規定されておりますが、申請者は関係資料4ページの修了証のとおり、認定農業者の下で1年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、サツマイモや小松菜などを栽培する予定となっており、有機栽培に

より耕作する計画となっております。

耕作を行う農地については、6 ページに記載されている農地を利用権設定する予定となっております。

なお、審査に際しましては、申請者の技術、経営能力等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること、就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること、受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること、新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあることに適合するか判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第23号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、「原案のとおり認定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認定する」とことといたします。

【議長】

続きまして、議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第24号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくお願いします。

【委員】

2月19日に山西・川勾地区農業委員2名及び事務局で現地確認をいたしました。

対象地は、二宮町民運動場の南側にある農業振興地域の農地2筆で、転用する面積の合計は458㎡です。

今回の申請は、譲受人が車両置場及び資材置場として使用するため農地転用をするもので、事業計画や周囲の状況から見ても転用は問題ないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

補足説明いたします。

本案件は、車両置場及び資材置場としての農地転用で、賃借権の設定となります。

譲受人は主に車両の販売及び輸出入と建設業を営む方で、事業拡大のため、新たに車両や資材の置場が必要となったことが理由となります。

なお、工事期間は許可日から7月末までの予定となっております。

関係資料につきましては、1ページに許可申請書、2ページに案内図、3ページに公図の写し、4ページに土地利用計画図、5ページに土留め構造図、6ページに事業計画書、7ページに理由書を添付しております。

それでは2ページをご覧ください。当該地は二宮町民運動場の南側に位置する農地2筆となっております。

当該農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地ということで、立地基準については第3種農地に該当します。

続いて4ページの土地利用計画図をご覧ください。

当該地の利用方法ですが、外周を単管パイプと鋼板にて土留めをし、全面砂利敷きとして車両置場及び資材置場として利用します。

なお、市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっています。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

譲受人は帰化申請をされている方でしょうか。不法就労の可能性はどのようなのでしょうか。

【事務局】

帰化申請されているかは確認しておりませんが、会社の謄本等は提出していただいております。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。

続きまして、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

なお、本案件のNo. 1及びNo. 2については 委員、No. 3及びNo. 4については 委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

それでは、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、審議前に 委員に退席を求めます。

— 委員退席 —

事務局、No. 1及びNo. 2について朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第25号No. 1及びNo. 2朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、中村委員、よろしくお願いします。

【委員】

No. 1及びNo. 2について、報告いたします。

3月13日に山西・川勾地区農業委員3名及び事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の大谷戸に位置する農用地区域の農地で、面積は934㎡です。

借受予定者から営農計画などについて聞き取りをした結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第25号のNo. 1及びNo. 2について、補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

No. 1については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

Ｎｏ．２については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、６ページから１１ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを１２ページから１３ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となっております。

借主は、議案第２３号で新規農業者資格の認定を受けた方であり、借入を予定している農地を利用権設定するものとなっております。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第２５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のＮｏ．１及びＮｏ．２について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とこといたします。

それでは、委員の復席をお願いします。

— 委員復席 —

【議長】

委員、議案第２５号のＮｏ．１及びＮｏ．２については、「原案のとおり決定する」とこととされましたので報告いたします。

続きまして、Ｎｏ．３及びＮｏ．４について、議題といたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限の規定により、審議前に委員に退席を求めます。

— 委員退席 —

事務局、Ｎｏ．３及びＮｏ．４について朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第２５号Ｎｏ．３及びＮｏ．４朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。
中里地区の報告について、小林委員、よろしくお願いします。

【委員】

Ｎｏ．３及びＮｏ．４について、報告いたします。

３月１３日に中里地区農業委員２名及び事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の西坂に位置する農用地区域の農地２筆で、面積の合計は２，９４９㎡です。

なお、借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第２５号のＮｏ．３及びＮｏ．４について、補足説明いたします。

こちら中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

Ｎｏ．３については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、１４ページから１８ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

Ｎｏ．４については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、１９ページから２４ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを２５ページから２６ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに１年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNo. 3及びNo. 4について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とことといたします。それでは、委員の復席をお願いします。

— 委員復席 —

【議長】

委員、議案第25号のNo. 3及びNo. 4については、「原案のとおり決定する」とこととされましたので報告いたします。

続きまして、議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第26号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。一色地区の報告について、井上委員、よろしくお願いします。

【委員】

報告いたします。2月13日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員3名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は1,791㎡です。

借受予定者から営農計画などについて聞き取りをした結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われまます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

補足説明いたします。

まず、議案第25号について、こちらの地域はこの3月末に地域計画が策定されることになっておりまして、そのため、農用地利用集積計画で利用権を設定しました。

この議案第26号については、一色地区が昨年3月に地域計画が既に策定されているため、農用地利用集積等促進計画にて審議を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、計画は変わりますが、本案件は中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借であることから審議内容に変わりはなく、No. 1及びNo. 2については、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第26号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理権の設定関係を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、5ページから9ページに一括による集積計画を添付しております。

また、位置図を10ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となっております。

借主は、2月の総会で新規農業者資格の認定を受けた方であり、借入を予定している農地を利用権設定するものとなっております。

なお、この方につきましては、一色地区の地域計画及び目標地図に位置付けて地区の生産組合回覧にて縦覧を行っておりますので、ご承認いただければと存じます。

農用地利用集積等促進計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とこといたします。

続きまして、議案第27号、特定農地貸付けの承認について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第27号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

はじめに、N o. 1 について補足説明いたします。

1 ページに特定農地貸付けの承認申請書、2 ページから6 ページに二宮町ふれあい農園設置要綱、7 ページから16 ページに位置図等の資料を添付しております。

二宮町ふれあい農園につきましては、20㎡から35㎡に区分けされた106区画を貸し出しております。

要綱では、営利を目的とした利用をすること等の禁止行為や申し込み方法、利用方法等を規定しており、利用期間については、1年度単位での更新としております。

なお、承認にあたりましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に基づく要件により承認するものとされています。

一点目、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。申請地は、8ページの位置図にありますように、山西釜野地区の4か所にエリア分けされており、周辺の農地の利用を分断するような位置や規模ではないと思われます。

二点目、貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。農園を利用できる者は、本町に住民登録をしている者としており、申込みのあった順に空いている区画を案内しております。

三点目、貸付規定が適切なものであること。要綱において、利用方法や禁止事項等が規定されております。

続きまして、N o. 2 について補足説明いたします。

17ページに特定農地貸付けの承認申請書、18ページから20ページに特定農地貸付協定、21ページから22ページに位置図等の資料、23ページから26ページに一色露木農園貸付規定を添付しております。

一色露木農園につきましては、30㎡に区分けされた30区画を貸し出しております。

貸付規定では、営利を目的とした利用をすること等の禁止行為や申し込み方法、利用方法等を規定しており、利用期間については、1年度単位での更新としております。

なお、承認にあたりましては、N o. 1 と同様の要件により承認するものとされています。

一点目、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。申請地は、一色字蟹在家に位置する1筆であり、周辺は道路や山林、申請者が所有する農地等に囲まれております。また、申請地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保を図るため、二宮町と特定農地貸付協定を交わしております。

二点目、貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。農園を利用できる者は、本町に住民登録をしている者としており、申込みのあった順に空いている区画を案内しております。

三点目、貸付規定が適切なものであること。規定において、利用方法や禁止事項等を規定している他、適切な管理・運営の確保を図るため、二宮町と特定農地貸付協定を交わしております。

以上、委員皆様のご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第27号、特定農地貸付けの承認について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり承認する」とこといたします。

続きまして、議案第28号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第28号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告について、水島委員、よろしくお願いします。

【委員】

3月13日に中里地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象地は、中里の峯山、代官山及びシドミハラに位置する農地8筆で、面積の合計は3,585㎡となっております。

対象地では、果樹や露地野菜などが栽培されており、農地として適切に利用されておりました。

以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第28号関係資料をご覧ください。

対象地は中里の峯山、代官山及びシドミハラの農地8筆となります。

委員の現地確認報告でもございましたとおり、当該農地は適切に利用されております。

本案は、平成21年度税制改正前に相続税の納税猶予の特例を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第28号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」とことといたします。

続きまして、議案第29号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第29号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

補足説明いたします。

令和7年度の事業実施にあたり、令和7年度最適化活動の目標の設定等を作成いたしました。

農業委員会が実施する最適化の推進に係る活動は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など多岐にわたります。

このような最適化活動を確実に実施し、透明性を確保するために、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、県を通して国へ報告することとされています。

それでは、議案第29号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページのI「農業委員会の状況」でございます。

1「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

また、2「農家・農地等の概要」でございますが、農家数、経営体数、農業従事者等は2020年農林業センサスを基に、認定農業者数は今年度末の数値、耕地面積は令和6年度の耕地及び作付面積統計の数値となっております。

続きまして、2 ページのⅡ「最適化活動の目標」でございます。

1 「最適化活動の成果目標」については、(1)「農地の集積」の①で現状の実績を記載し、②の「目標」では3年後を目標年度としております。

「今年度の新規集積面積」は、令和6年度の非担い手から担い手への新規集積面積の実績となっております。

(2)「遊休農地の解消」では今年度実施した農地パトロールの結果を基に記載しております。

①「現状及び課題」で令和6年度の実績を記載し、②「目標」のアは令和3年度の実績を基にした数値となっており、イの欄には令和6年度に新規発生した緑区分の解消目標面積を記載しております。

続きまして、3 ページの(3)「新規参入の促進」の①「現状及び課題」には直近3年間の実績を記載しており、②「目標」には、直近3年間の権利移動面積の平均の1割を新規参入者への貸付け等について所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としています。

続きまして、2 「最適化活動の活動目標」でございます。

(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1月あたり6日を目標としており、この目標日数分以上の活動記録を提出いただくこととなります。

(2)「活動強化月間の設定目標」は、農地パトロールや農政活動協力金の回収などの活動に合わせて3回の強化月間を設定しております。

(3)「新規参入相談会への参加目標」については、令和6年度と同様に農業支援ワンストップ相談窓口を1回開催することとしており、この相談会へ参加いただくことを目標としております。

本日ご審議いただいた後、この計画を二宮町のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第29号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」といたします。

続きまして、議案第30号、令和8年度 税制改正要望について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第30号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第30号関係資料をご覧ください。

令和8年度税制改正要望につきまして、事前に委員の皆様にご意見を伺った上でまとめさせていただきました。要望は、「相続税の評価額を売買価格と相応の額に見直すこと」の継続要望となっております。

今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを神奈川県農業会議に報告し、神奈川県農業会議は各農業員会の要望を取りまとめ、神奈川県へ要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第30号、令和8年度 税制改正要望について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」とことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時35分閉会